令和5年度北海道における特定外来生物等対策検討業務 仕様書

## 1. 目的

令和5年4月に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する 法律(以下「外来生物法」という。)が改正され、都道府県や市町村の責務が 規定されるなど大きな動きがあった。効果的な防除を進めるためには地域的 に行っている防除を連携させる必要があり、さらに、国の役割として生物多 様性保全上重要な地域や未定着の特定外来生物防除等について検討を進める 必要がある。

北海道は希少生物の生息に関係する地方公共団体が多く、既に多くの取組が実施されており、各機関が役割分担し対策を進めることが非常に重要である。さらに、技術的な知見が整理されることで対策実施者が増え、裾野が広がることで特定外来生物等対策の底上げを図ることが可能である。しかし、侵入初期対策、地域的に行っている防除を連携させることや防除の評価などの知見は不十分であり、全国的な見地からの技術的支援が各地域での対策を進める余地がある。

本業務は、北海道内で取組が進む各地域の特定外来生物防除等について、 特に国の役割として必要な地域や種について整理・検討し検討手法を提案す ることで地方公共団体への技術的支援を行うことを目的とする。

#### 2. 内容

- (1)  $\sim$  (5) の内容を実施する。なお、ヒアリング及び図面の作成については以下のとおり。
- ・ヒアリングは1名1回2時間程度とする。ヒアリング対象者は道内の有識者(6~3級程度)で、対面での実施を想定しており、対象者は北海道地方環境事務所担当官(以下「環境省担当官」という。)と調整の上、決定すること。

また、有識者には、1名1時間当たり7,900円支給する。

なお、同一者に各項目の内容を聞き取る必要がある場合も1回のヒアリング時に実施するものとする。

- それぞれの項目での業務は密接に連動しているため項目順に限らず全体的 に業務を進めること。
- ・図面の作成は GIS で行い、今後も行政担当者が更新出来るよう作業は簡素 化しつつ、防除の進捗が年度ごとにわかるものとなるよう表現を工夫する こと。
- (1) 生物多様性保全上で重要な場所での低密度化

北海道において生物多様性保全上重要な場所での特定外来生物等の防除取組として、長沼町の舞鶴遊水地でのアライグマ防除を取り上げ整理する。

1) 生物多様性保全上重要な地域の類型化

特定外来生物等の防除を行う必要があるような生物多様性保全上重要な地域にはどのような場所があるか、実際の防除事例がなくても生態系被害が危惧されているような事例も含め、全国的な観点から情報を収集し北海道の自然環境に合わせて類型化する。なお、本整理は生態系被害に関心が薄い、又は気づいていない地方公共団体へ、地域を見直すきっかけとして提供することを意図する。

### 2) 事例収集(関連論文等5本程度)

外来生物防除に関して、生物多様性保全上重要な地域の低密度化や舞鶴遊水地でのアライグマ防除に参考となる事例について、関係論文等から情報を収集し整理する。なお、2.(2)の内容に関するものも合わせて収集・整理するものとする。

3) ヒアリング (国土交通省北海道開発局・長沼町各1回、北海道1回、有 識者2名各1回)

国土交通省北海道開発局及び長沼町の担当者に取組の動機、体制や予算、捕獲努力量や捕獲状況などタンチョウも住めるまちづくり検討協議会の取組を中心にヒアリングする。また、北海道野生動物対策課の担当1名に令和5年3月に策定された北海道アライグマ捕獲プログラム等に関する取組状況を確認する。さらに、アライグマの専門家2名程度(北海道大学及び北海道立総合研究機構を想定)に、生息密度に応じた防除技術、防除の評価方法、現状を踏まえた捕獲体制の構築、防除実施場所以外の地域に対する考えなどをヒアリングする。

#### 4) 防除の評価についての検討

防除の効果や低密度化の維持等の防除の評価について、保全したい場所の地域的まとまりや現地の状況を加味して、具体的方策を検討する。その際には、評価のために必要とされるデータ、調査や解析などの課題も整理する。また、保全場所の低密度化維持のためのコア生息地(供給源)や侵入ルートでの防除について、考え方や対処方針を合わせて検討する。

### 5) 取組進捗図の作成

舞鶴遊水地の事例について、CPUE や生息密度に関する情報など取組の進捗を表現する図面を作成する。図にはコア生息地(供給源)や侵入ルートの記載を想定し、舞鶴遊水地、遊水地周辺及び北広島市東の里遊水地を含めた3種類の図を作成する。なお、図の作成においては、北海道アライグマ捕獲プログラムにおける捕獲重点地域の観点や北海道アライグマ捕獲等情報マップの情報も組み込んで作成すること。

## 6) 検討手法の提案作成

上記でとりまとめた観点から、舞鶴遊水地の事例について、タンチョウも住めるまちづくり検討協議会や北海道(北海道アライグマ捕獲プログラム)との役割分担も踏まえて今後の提案を作成する。その際に、生物多様性保全のための防除と農業被害防止のための捕獲(農家や地域住民との協働)、及び隣接する地方公共団体(コア生息地や市町村界での防除)との連携について、当地での防除と有機的に結びつけるにはどのような考え方や取組が必要かも同時に整理する。

### (2) 初期侵入に対する防除

### 1) 北海道内の事例整理

初期侵入対策を行っている札幌市のウチダザリガニ防除及び北海道上 川総合振興局を中心としたセイヨウオオマルハナバチ防除について、取 組事例を具体的に整理する。特に侵入の初確認から防除の取組に至るま での経緯等について他地域の参考になるよう詳細にまとめる。

2) ヒアリング(北海道自然環境課・上川総合振興局各1回、札幌市・札幌市豊平川さけ科学館各1回、有識者2名各1回、大雪山マルハナバチ市民ネットワーク1回)

取組の状況整理と下記図面作成に係る生データ等を収集するためヒアリングを実施する。ウチダザリガニ防除については北海道自然環境課、札幌市、有識者1名(北海道大学を想定)及び札幌市豊平川さけ科学館の4機関程度、セイヨウオオマルハナバチ防除については北海道上川総合振興局、大雪山マルハナバチ市民ネットワーク及び有識者1名(北海道立総合研究機構を想定)の3機関程度とする。

#### 3) 経年比較図の作成

将来的な市民への公開を目的として、侵入状況と生息密度又はそれに 関連する情報が濃淡をつけてわかる経年比較の図面を、国土地理院地図 や河川関連地図等を用いてウチダザリガニ及びセイヨウオオマルハナバ チについてそれぞれ作成する。作成の際には保全対象種などの生息・生育 状況についても既存情報を収集して可能な限り明示し、防除対象種との 関連が一見してわかるよう工夫すること。なお、2)のヒアリング時に防 除対象種の生息状況、保全対象種の生息・生育状況や必要な地図などのデ ータを収集することとする。

# 4)検討手法の提案作成及びゾーニング

実際の体制を踏まえ、目標や目的の明確化、防除の進め方、各機関の 役割分担及び普及啓発等の今後の提案をそれぞれ作成する。その際に、侵 入状況等を整理した地図も作成する。ウチダザリガニに関しては場所ご との特性を踏まえて、評価方法や防除技術確立のための試験地区、低密度 化実施地区、監視地区などのモデルや重点となる地区も含めて取組基準 を示したゾーニング案も作成する。ゾーニング案は3)と併せて作業し地 図上に示すこと。

### (3)情報共有のための検討

連絡会議用資料の作成令和5年10月に設置した「北海道における特定外来生物等対策に関する連絡会議」で地方公共団体に共有するための10 頁程度の報告書概要版資料(PDF)を作成する。

## (4) 打合せ

計4回程度打合せを実施する。打合せ終了後、速やかに打合せの記録をメール等で環境省担当官へ提出し、確認を受けること。北海道地方環境事務所での対面での打合せを想定しているが、環境省担当官と調整のうえWEB会議等による代替手段により実施しても差し支えない。

# (5) 報告書の作成

上記(1)~(4)の内容を取りまとめ、報告書を作成する。

#### 3. 業務履行期限

令和6年3月27日(水)まで

#### 4. 成果物

紙媒体:報告書 16部(A4判 80頁程度)

電子媒体:報告書の電子データ、収集した元データ、図表の表計算データ及びGISデータを収納したDVD-R 2枚

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。 提出場所 北海道地方環境事務所野生生物課

### 5. 著作権等の扱い

- (1)成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2)請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限

- り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に 留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを 許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別 がつくように留意するものとする。
- (6)納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を 行うものとする。

# 6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1)請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。 また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3)請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4)請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5)請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ 対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf

### 7. その他

(1)請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

# (2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあっては、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という)の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針: https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における 環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示 する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示:印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料 [Aランク] のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html) を参考に適切な表示を行うこと。

# 2. 電子データの仕様

- (1) Microsoft 社 Windows 10 上で表示可能なものとする。
- (2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
  - ・文章; Microsoft 社 Word (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
  - ・計算表;表計算ソフト Microsoft 社 Excel (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14) 」以降で作成したもの)
  - ・プレゼンテーション資料; Microsoft 社 PowerPoint (ファイル形式は「Office2010 (バージョン 14)」以降で作成したもの)
  - ・画像:BMP 形式又は IPEG 形式
  - ・地理情報: QGIS 3.22 以降 (ファイル形式 geo ison, gpkg, shp 等)
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4)以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. 成果物の二次利用

(1)納品する成果物(研究・調査等の報告書)は、オープンデータ(二次利用可能な状態)として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

(2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA. GO. JP (https://www.data.go.jp/)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明(メタデータ)について、成果物と併せて以下のURLからダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html

### 4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は 無償で速や

かに必要な措置を講ずること。